

(事業の目的)

第1条 公益社団法人中央区医師会が開設する訪問看護ステーションあかし（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたって援助を行う。

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし
- 2 所在地 東京都中央区明石町 1-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 2 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営 業 時 間 午前9時15分から午後17時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 1 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
課題の分析について使用する課題分析票はリ・アセスメント方式等を用いる。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- 3 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- 4 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東京都中央区・江東区とする。

（相談・苦情対応）

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故処理）

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 1 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 2 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 1 居宅支援事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、居宅支援事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 2 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持されるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 2) 継続研修 年3回
- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益社団法人中央区医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図る
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村（保険者）に通報します。

（ハラスメント防止）

第13条 適切なサービス提供を確保する観点から、暴言・暴力・精神的・性的等各種のハラスメントを防止するための方針を明確化し関係各所と協議の上解決策などの必要な措置を講じる。

- 1 ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合は契約解除だけではなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがある。

(非常災害・感染症対策)

第14条 当事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震などの自然災害ならびに感染症に対処するため事業継続に向けた計画（事業継続計画）の策定、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 当事業所は利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(賠償責任)

第16条 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

(身分証携帯義務)

第17条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証明証を提示する。

(善管注意義務)

第18条 当事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行する。

(信義誠実の原則)

第19条 利用者と当事業所は、信義誠実を持って本契約を履行するものとする。

1 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

(裁判管轄)

第20条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意を得る。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する

この規定は、令和6年4月1日から施行する

この規定は、令和8年8月1日から施行する

居宅介護支援利用料

令和8年6月1日介護保険法改正に伴い以下のとおり居宅介護支援重要事項説明書による
居宅介護支援利用料は次のとおりです。

〈月額〉

居宅介護支援費		
居宅介護支援費（Ⅰ）取扱い担当件数が45件未満の部分	要介護1・2	12,380円
	要介護3・4・5	16,085円

医療連携加算		
入院時情報連携加算（Ⅰ）入院後3日以内 （提供方法は問わない） 介護支援専門員が、当該病院又は診療所に対して必要な情報提供を行った場合		2,850円
入院時情報連携加算（Ⅱ）入院後7日以内 （提供方法は問わない） 介護支援専門員が、当該病院又は診療所に対して必要な情報提供を行った場合		2,280円
退院・退所加算（1）（2）		
退院・退所加算（Ⅰ）カンファレンス参加（無）	連携1回につき	5,130円
	連携2回につき	6,840円
退院・退所加算（Ⅱ）カンファレンス参加（有）	連携1回につき	6,840円
	連携2回につき	8,550円
	連携3回につき	10,260円
主治の医師、医療機関等との連携によりご利用者の心身の状態変化やサービス変更の必要性等を訪問により把握しケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供、連携を行った場合 ターミナルケアマネジメント加算		4,560円
	看護小規模多機能連携加算	3,420円
	小規模多機能型連携加算	3,420円
初回加算		
新規及び2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けたご利用者に対する初回の居宅サービス計画を作成した場合		3,420円
緊急時等居宅カンファレンス加算		
ご利用者の状態の急変時に伴い、ご利用者に対する訪問診療実施の保険医療機関・ご利用者の在宅療養に担う医療機関の保険医の求めによりご利用者宅でのカンファレンスに参加し必要に応じて居宅サービス・地域密着サービスの調整を行った場合		2,280円
介護職員等処遇改善加算		所定単位数の 2.1%

令和8年6月1日改定